

山武市

(令和2年3月13日)

山武市三世代同居等支援事業について

お世話になっております。
標記の件について、別紙のとおりお知らせいたします。
よろしく願いいたします。

【この件に関するお問合せ】

企画政策課 政策・シティセールス推進係
電話：0475-80-1132
メール：kikakuseisaku@city.sammu.lg.jp

令和2年3月12日

**山武市内での三世代同居・近居のための住宅取得等を支援するため、
住宅金融支援機構と協定を締結します。**

山武市三世代同居等支援補助金の交付を受けると、住宅金融支援機構の「【フラット35】子育て支援型」が利用できます。

山武市では、市内に転入し三世代同居・近居をはじめめる世帯に対し、住宅取得等にかかる費用を補助する「山武市三世代同居等支援事業」（※詳細は別添チラシのとおり）を令和2年4月からスタートします。

これに伴い、子育て支援の更なる強化などを目的として、独立行政法人住宅金融支援機構と「【フラット35】子育て支援型」に関する協定を締結します。

つきましては、下記のとおり協定締結式を開催いたしますので、取材・広報にご協力いただきますようお願いいたします。

記

- ・日 時 令和2年3月18日（水曜日） 15時30分～16時00分
- ・場 所 山武市役所 本館2階 公室（山武市殿台296番地）
- ・出席者 (1)独立行政法人住宅金融支援機構 地域業務第一部 部長 河田 崇
千葉センター センター長 高木 俊武
(2)山武市 市長 松下 浩明
副市長 寺澤 毅彦
山武市マスコットキャラクター 『SUNムシくん』

本件に関するお問い合わせ

山武市 総務部 企画政策課 政策・シティセールス推進係

電話：0475-80-1132 メール：kikakuseisaku@city.sammu.lg.jp

市内ならどこでも対象!

山武市での 三世代同居・近居 をサポート!



住宅取得 =

最大 100 万円補助

三世代同居等支援
補助金の利用で、

住宅の購入、新築、建替え、
増築、リフォーム工事費用に

最大 **75** 万円

詳しくは裏面をご覧ください

＼さらに／

市内産木材利用促進
事業補助金の利用で、

市内産木材を使った住宅の
新築、増築、購入費用に

最大 **25** 万円

*詳しくは、市ホームページをご確認いただく
か、農林水産課へお問い合わせください。

お問い合わせ先

山武市 農林水産課 バイオマス推進係

☎0475-80-1213 (平日 8:30~17:15)



＼さらに／

【フラット 35】子育て支援型の利用で、

年 **0.25**% の借入金利引き下げ (当初 5 年間)



山武市マスコットキャラクター
SUNMASHIKUN

🏠 補助対象となる方

住宅取得等に関する契約を締結した**三世代同居または近居（※）をする世帯の代表者**で、下記の要件を満たすことが必要です。※ 親世帯と子育て世帯がともに市内に居住すること。

*詳しくは、市ホームページをご確認いただくか、企画政策課へお問い合わせください。

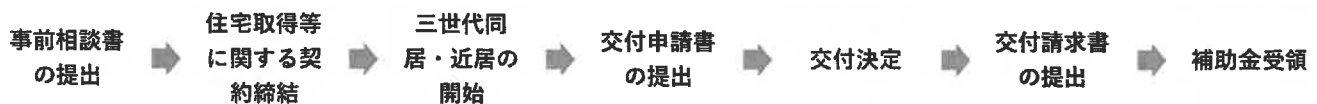
対象者要件

- 子育て世帯（中学生以下の子ども〔出産予定の子どもを含む〕とその親を含む者で構成される世帯）が市外から転入し、その世帯員が事前相談書の提出日前1年間において、山武市の住民基本台帳に記録されていないこと。
- 交付決定のあった日から**継続して3年以上三世代同居または近居をする**予定であること
- 過去に山武市三世代同居等支援補助金の交付を受けていないこと
- 三世代同居または近居をする世帯の全員が市税等を滞納していないこと
- 三世代同居または近居をする世帯の全員が暴力団員及びその関係者ではないこと

住宅要件

- 市内に建築された居住するための住宅（共同住宅及び店舗併用住宅を含む。）であること
- 住宅部分の延べ床面積が**50平方メートル以上**であること
- 都市計画法及び建築基準法の規定に適合する建築物であること

🏠 申請手続きについて



- 申請をお考えの方は、**住宅取得等に関する契約を結ぶ前**に企画政策課にご相談ください。
- 交付申請は、住宅取得等に関する契約後、三世代同居または近居を始めた日から1年以内に行ってください。

🏠 事前相談書の提出について

住宅取得等に関する契約を結ぶ前に、事前相談書に必要書類を添えて、郵送又は企画政策課窓口へ提出してください。

- 山武市三世代同居等支援補助金事前相談書（第1号様式）*
- 三世代同居等をしようとする住宅の位置図
- 三世代同居等をしようとする住宅の平面図及び延べ床面積
- 住宅取得等に係る見積書の写し
- 子育て世帯全員の戸籍全部事項証明書又は戸籍謄本
- 子育て世帯の子どもが出産予定の場合は、母子健康手帳等の写し
- 三世代同居等をしようとする世帯全員の市税及び健康保険税の滞納がないことを証する書類

*マークのついた書類は、市ホームページでダウンロードできます。また、企画政策課窓口においても配布しています。

🏠 【フラット35】子育て支援型について

山武市三世代同居等支援補助金の交付を受けられる方は、要件を満たすと、住宅金融支援機構の【フラット35】子育て支援型の利用申請ができます。【フラット35】子育て支援型を利用すると、借入金利が当初5年間、**年0.25%**引き下げられます。利用を希望される方は、企画政策課窓口で「【フラット35】子育て型利用対象証明書」を発行する必要がありますので、事前相談の際にお申し出ください。

*詳しくは、市ホームページをご確認いただくか、企画政策課へお問い合わせください。

三世代同居等支援補助金に関するお問い合わせ先



山武市 企画政策課 政策・シティセールス推進係 ☎0475-80-1132
山武市殿台 296 番地 山武市役所 新館2階（平日 8:30～17:15）

